

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回和泉市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年2月1日（木）午後2時
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営協議会委員 山本会長、浜田会長代行、村井委員、西田委員、大平委員、藤野委員、堀古委員、山本委員、阪口委員、花谷委員、丸山委員、前田委員、松井委員</li> <li>・事務局 辻市長、石川副市長、辻林生きがい健康部長、岩井健康づくり監、川上保険年金室長、岡本総括主幹、福島総括主幹、池辺総括主査、矢野総括主査、初田総括主査、木戸主査 藤原主任、正心主事、小早川主事</li> </ul>
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事</li> <li>① 和泉市国民健康保険運営協議会会長・会長代行の選任について</li> <li>② 大阪府国民健康保険運営方針について</li> <li>③ 平成30年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算（案）について</li> <li>④ 和泉市国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について</li> <li>⑤ 第3期和泉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画（素案）にかかるパブリックコメント結果について</li> </ul>
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 和泉市国民健康保険運営協議会会長・会長代行の選任についての説明を行い、承認をもらう。</li> <li>② 平成30年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算（案）についての説明を行い、承認をもらう。</li> <li>③ 国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について事務局から諮問事項について説明後、質疑及び意見交換を行った。 後日、別添「答申書」のとおり答申を受けた。</li> </ul>
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開 傍聴者2名

司会	<p>大変長らくお待たせいたしました。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第2回和泉市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日は、委員皆様方におかれましては公私何かとお忙しい中、本協議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。わたくしは、本日事務局司会を担当させていただきます、保険年金室国民健康保険担当総括主幹の岡本と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>事務局より本日の委員皆様方のご出席状況につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>辻中委員さんから、ご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>つきましては、委員総数14名中13名の委員がご出席されており、「和泉市国民健康保険運営協議会規則 第3条」の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、先の市議会役員改選に伴いまして、辻本孔久委員・岡博子委員が辞職されたことに伴いまして、新しく委員をお引き受けいただきました方々をご紹介します。</p> <p>公益を代表する委員で、厚生文教委員会委員長の山本秀明様でございます。</p> <p style="text-align: center;">(山本様ご挨拶)</p> <p>続きまして、同じく公益を代表する委員で、厚生文教委員会副委員長の浜田千秋様でございます。</p> <p style="text-align: center;">(浜田様ご挨拶)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、辻市長よりご挨拶を申しあげます。</p>
----	---

<p>司会</p>	<p>市長 よろしくお願いたします。</p> <p>(市長 あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、現在、会長並びに会長代行の職が空席となっておりますので、選任までの間の議事進行につきまして、事務局のほうで務めさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、引き続き進行を努めさせていただきます。</p> <p>まず、本日の議題1でございます「和泉市国民健康保険運営協議会会長・会長代行の選任について」をご提案申し上げ、ご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>提案理由につきまして、生きがい健康部健康づくり監の岩井よりご説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>生きがい健康部の岩井でございます。</p> <p>ただ今、ご提案申し上げました議題1「会長・会長代行の選任」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料1の1ページ「会長・会長代行の選任について」をご覧ください。</p> <p>本運営協議会の会長・会長代行につきましては、平成29年10月3日付けで辞職願が提出され、現在、空席となっております。このため、会長・会長代行をご選任いただきたく、ご提案を申し上げる次第でございます。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。</p>

事務局	<p>以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。 よろしく願い申し上げます。</p>
司会	<p>説明が終わりました。過去のご選任にあたりましては、「公益を代表する委員」からが通例であったとのことでございますが、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>会長には山本委員さん、会長代行には浜田委員さんをお願いしてはどうですか。</p>
司会	<p><b>【異議なし】</b>との声</p> <p>ご異議がないようでございますので、会長に山本委員、会長代行に浜田委員を選任させていただくことに、決定させていただきます。</p> <p>それでは、山本会長、浜田会長代行には、会長席、会長代行席へ移動していただきまして、ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>新役員を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>ただ今、委員皆様方のご同意をいただきまして、会長という重責を仰せつかりました。</p> <p>国民健康保険を取り巻く環境は、皆様方もご承知のとおり、財政的にも厳しい状況が続いております。</p> <p>また、30年度から始まる国保制度改革へ向けての重要な保険料率や保険制度を大阪府下で統一していくため、本運営協議会の果たす役割はひときわ重要になってくると思います。委員皆様方のご協力を賜り、鋭意努力して参りたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。</p>

会長	して、挨拶に代えさせていただきます。
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。 山本会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、本日の会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題2「大阪府国民健康保険運営方針について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	<b>【議題2 大阪府国民健康保険運営方針について事務局説明】</b>
会長	ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
委員	保険料に関しては、今の段階では市町村については格差がありますが、それが一定化されるというのは即一定化されるのでしょうか。
事務局	保険料につきましては、府内統一ということでいくのですが、平成30年4月にすぐに統一しないところもありまして、一定の期間、激変緩和というのがなされるということで、すぐにあげなくてもよいということになっております。
委員	どれくらいの期間をもって一定化させることになりますか。

事務局	激変緩和期間は、6年間です。
委員	6年という期間をもって一定化されるということですが、その間に市外に転出される場合には、保険料はどうなるのですか。
事務局	転出された場合は、市町村ごとに30年の4月からすぐに統一の保険料を採用するところもありますし、採用されないところもありますが、6年間は大阪府内で移動された場合は移動された市町村の料率で賦課されることとなります。
委員	保険料の統一化は、大阪府下だけではなく、全国的にという位置づけでよろしいのでしょうか。
事務局	統一する保険料率を採用するところは、平成30年度は全国でも大阪府だけです。将来的には大阪府以外に、広島県・奈良県・滋賀県が近々に統一を実施するという方向性で示されています。
委員	今はまだ全国的な足並みをそろえてのスタートではなく、できる都道府県からやっていくという感じですね。 ありがとうございます。
会長	他にないようですので、議題2「国民健康保険運営方針について」に関する説明は、これで終了といたします。  次に、議題3「平成30年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」、事務局より説明願います。

事務局	<p>【議題3 平成30年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(案)について事務局説明】</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、他に意見がないようですので、議題3「平成30年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」、本運営協議会として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
会長	<p>異議ないものと認め、議題3「平成30年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」を承認することといたします。</p> <p>次に議題4についてですが、事務局お願いいたします。</p>
司会	<p>それでは、諮問について市長より諮問書の手交をお願いいたします。</p> <p>市長、ありがとうございました。</p> <p>ただいまより、諮問書のコピーをご配布申し上げますので、しばらくお待ちください。</p>
会長	<p>ただいま、諮問書をお受けいたしましたので、議題4「和泉市国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議題4 和泉市国民健康保険条例の一部改正について及び保険料</p>

	<p>率の改定について事務局説明】</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより審議を始めたいと思います。</p> <p>「和泉市国民健康保険条例の一部改正」・「保険料率の改定」につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>資料5の改定内容対象表ですが、平成30年度85万円となっておりますが、平成31年度はどう変わるのでしょうか。</p>
事務局	<p>賦課限度額につきましては、平成31年度分は未定です。31年度の納付金が大阪府の方から示されてから、料率および賦課限度額も決まって参りますので、今のところ平成30年度の85万円までしか決まっておりません。</p>
委員	<p>では、毎年、率が変わっていくのですか。</p>
事務局	<p>保険料率については、6年間の激変緩和の期間に率は変わっていく予定です。</p>
委員	<p>大阪府下全域がこのような形になるということなのですが、和泉市は基金がまだあるので、余力があるのではないのかと思います。6年間かけて徐々にあげていくのは、我々からするとそういった値上げのような体制はあまり賛成できることではないのですが、府からの指示であればいたしかたないな、とは思っています。</p>



会長	他にご質問、ご意見等ございませんか。
委員	確認ですが、資料1の8ページ、一人当たりの保険料の平均というのは市町村の平均と考えていいのですか。
事務局	府下の事業状況の速報版の府下平均一人当たりの保険料になっております。
委員	府下の平均と市町村の標準の保険料とは、全く同じものですか。
事務局	こちらは、平成28年度の一人当たり保険料になっておりますので、標準保険料率とは関係ないものになるかと思えます。
委員	資料では、平成28年度の府下平均保険料は一人当たり8万9千8百円ほどですね。資料5の3ページ29年度の見込みは9万4千円ほど、30年度になって一挙に10万ほどになっていますが、そのあたりの差はどういうところから出てきているのですか。
事務局	資料1の8ページの平均は大阪府下平均の一人当たりの保険料です。資料5の3ページは、大阪府の示す30年度の市町村標準保険料率です。31年度から100,377円、32年度で100,921円となっているのは、過去の伸び率で計算したものです。
委員	理解ができません。 資料5で見れば、平成36年には、計算では103,000円ほどになります

委員	ね。
事務局	<p>30 年度分については想定値です。今回、府が示しているのが 30 年度の 99,835 円です。これは過去 4 年間の一人当たりで計算されているものです。</p> <p>市としては、激変緩和をしたいと考えています。今は、30 年度の料率しか示されていません。36 年度までの間は、基本的には医療費はあがるであろうと想定しています。</p> <p>ただ、想定ですので、どこまで上がるかはまだわかりませんが、たとえばそれを想定して、36 年度に 103,129 円にするまでは、下の一人当たりで激変緩和を少しずつこれに合わせていきたいというような考えで策定させていただいております。</p>
会長	<p>資料 1 の府下平均ということで、平成 28 年度 89,737 円となっているが、資料 5 の 3 ページの市町村標準保険料率 99,835 円ということで金額について差があり、これについて何故こんなに差があるのだろうかという質問ではないかと思いますが。</p>
事務局	<p>資料 1 は今までの実績ベースです。資料 5 の 30 年度というのは、今回大阪府が試算した金額となっています。</p> <p>資料 5 の一人当たり保険料の現行が 93,641 円になっている金額ですが、こちらが 29 年度 10 月末の被保険者数と現在の保険料率で計算した一人当たりの保険料となっており、その同じ被保険者数と 30 年度の案として改定保険料率を決めたいという料率で計算した金額が一人あたり 96,273 円です。</p>

事務局	<p>資料1の一人当たり保険料の平成29年度見込みというのは、現在の29年度の一年間の最終的な決算見込みの一人当たり保険料の金額になっているので、若干一年間通しての最終的な決算の見込みの金額が92,961円で、10月末の時点で料率の差だけを見るために計算した分が93,641円とか、府からきた和泉市の一人当たり保険料が99,835円というふうにご理解いただければと思います。</p> <p>同じ条件で、今の保険料率で計算しますと一人当たり保険料は93,641円。30年度の改定した保険料率で計算すると、一人当たり96,273円。</p> <p>同じく大阪府に提出した和泉市の同じ条件での標準保険料率の料率で計算した金額は99,835円ということですので、こちらは資料5になっております。</p> <p>資料1は、今年度の決算見込みの一人当たり保険料であって、条件や被保険者数など、これから下がっていくところを見越した金額になっております。</p>
委員	<p>資料1の8ページ、和泉市の平均平成28年92,000円、府下では89,000円で府のほうが安いですね。しかし、資料でみると平成30年になると、一気に10万円台に上がってしまいますね。ようするに、大阪府は保険料をドンと上げる方向でいくのでしょうか。</p>
事務局	<p>大阪府の案で申しますと、大阪府よりも高いところは保険料が下がりますが、平均的には大阪府の試算ベースであると、保険料が上がる場所が多いと聞いております。</p>
会長	<p>他に「和泉市国民健康保険条例の一部改正」「保険料率の改定」につ</p>

会長	きまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
委員	説明の中で激変緩和措置のなかで、基金および一般会計繰入金を活用し、という説明がありましたが、資料1のほうでは約10億円弱の基金が残っていたと思うのですが、先ほどの説明で30年度は1億5千万円繰り入れるという説明だったと思うのですが、概ね35年度まで1億5千万円ずつ基金を繰り入れるという方向付けで考えられているのでしょうか。
事務局	基金の残高は毎年決算をみながらになるのですが、市からの繰入れもありますので毎年調整しながら毎年見直していきます。ただ、激変緩和というのは徐々にあげていく、ということを見ると、市の繰入金と基金の取り崩し分というのは徐々に少なくしながら調整していく必要があると考えております。
委員	いずれにしても基金及び一般会計繰入金は35年度までには、なくしてしまうということよろしいですね。
事務局	委員のおっしゃるとおりです。
会長	他にご質問、ご意見等ございませんか。
委員	資料5の4ページの①40歳未満の一人世帯(7割軽減)とありますが、この軽減とか軽減なしとか5割軽減とか、それはどういうことか、教えていただきたいのですが。

事務局	7割軽減について説明。
委員	軽減無しの場合をのぞいては、7割5割を割引いているということによろしいですね。軽減無しということは割引はなしということで、よろしいですね。
事務局	おっしゃるとおり、これは何割引かで引いた後の金額です。
会長	他にございませんか。
委員	今日、答申するのですか。 今までは、事務局にちょっと外していただいて、我々だけで審議という形をとっているのですが、そのところは今までの過程と少し違うようですが。
事務局	過去の例でいいますと、諮問後、繰入金について話し合う場を設けていましたが、都道府県化をするにおいては、繰入の金額も計算方法も限られているので、この諮問について答申いただけるかどうかということになるので、答申いただければ、再度計算をしておして、諮問しなおすという形になります。
会長	事務局のなかでは、このような流れになるということでしたが、4月にある程度の方向性を決めていかなければならないということもあるので、はやく答申にということではありますが、今まででは意見を出すにあたって、行政サイドの方がおられては話をしにくいということで、今

会長	<p>までそうしていたということであるならば、一旦少し席を外していただいて、詮議させていただくというのも一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>審議しても、府の方針が決まったことなのですね。</p>
会長	<p>府下の統合化については府で決められた方向ですので、一部改正については市としてもそれをやっていかなければならない。問題になってくるのが料率の部分だと思います。これは各市町村である程度裁量が許されています。6年後には法定外繰入というのは完全にできなくなるのですが、6年間については市の財政状況によって激変緩和分を繰入れることができるということですので、その点について今回に関しては市から案という形で出してもらったので、それについてこの審議会でご意見いただけたらと思っております。</p>
	<p>本市の場合は、基金があるということもあり、激変緩和に関しては、市のほうから、その間の期間の中で負担していこうということで、こういう方向になっているのだという風に思うのですが、それに対しての意見があれば本審議会の意見として答申させていただきたいと思います。今回、市の案として出されたものに対して、いかがでしょうか。</p>
	<p>ご意見も出尽くしたようですので、諮問事項については今回審議させていただきました内容で答申したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしの声】</b></p>

<p>会長</p>	<p>異議ないものと認め、今回の審議内容で決定し、答申させていただきます。</p> <p>資料1と5の府平均の債務については、府からの答えだということでは示されていないのですが、できればこの点について、何故このようなことになっているのかを、後日報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本来ならば、ここで時間をいただき答申書を作成し、委員の皆様にご確認をいただくところですが、時間の都合もありますので、答申書につきましては、私にご一任いただきまして、答申書を作成いたしまして市長に答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>引き上げとなると、国保に加入されています市民の皆さんの願いもありますので、適切な周知をしていただけるようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>いただいたご意見に対しては、その点も加味したうえで、ご答申させていただきます。</p> <p><b>【異議なしの声】</b></p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題5「第3期和泉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画にかかるパブリックコメント結果について」事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>【議題5 第3期和泉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画（素案）に係るパブリックコメント結果について事務局説明】</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>他にないようですので、議題5については、これで終了といたします。</p> <p>それでは、本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>他にご質問、ご意見がございませんか。</p> <p>他にご質問、ご意見がないようですので、これにて、平成29年度第2回和泉市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、公私ご多忙のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。</p>